

# 水害・土砂災害への備えに関する 要配慮者利用施設の管理者向け説明会

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課  
国土交通省 九州地方整備局

平成29年2月27日

## 本日の説明会の目的

大雨によって災害リスクが高まった時に  
要配慮者の方々が適切な避難を行えること

## 適切な避難とは・・・

事前に考えておくことが  
重要！！

### ①避難開始のタイミング

(避難に時間を要することを考慮し)

「避難準備・高齢者等避難開始の情報で避難開始！」

### ②安全な避難経路で避難

## 知っていただきたいこと

- ① 水災害（洪水、土砂災害）リスクがあること
- ② 洪水や土砂災害に対する避難確保計画の作り方
- ③ 大雨の時に水防災情報を入手（方法）すること
- ④ 水防災情報の意味を理解すること

## 適切な避難が可能に

- ① 避難開始のタイミング  
（避難に時間を要することを考慮し）  
「避難準備・高齢者等避難開始の情報で避難開始！」
- ② 安全な避難経路で避難

3

## 本日の説明会の流れ

- ① 水災害（洪水、土砂災害）リスクがあること
- ② 洪水や土砂災害に対する避難確保計画の作り方
- ③ 大雨の時に水防災情報を入手（方法）すること
- ④ 水防災情報の意味を理解すること

4

熊本県

## 洪水等に対する避難確保計画の作成について

熊本県土木部河川港湾局河川課  
平成29年2月

### 1 災害（洪水、土砂災害）リスク を知ること

## なぜ、今なのか？

Q：避難確保計画の作成について、これまでも文書による通知とかありましたよね。

なぜ、いま、水害・土砂災害に関する説明会？

7

### 平成28年8月30日発生 小本川の洪水被害概要（岩手県岩泉町）

- 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生。
- これまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認された。（H28.9.12 7:00時点）



H28. 9. 1撮影

8

「町は氾濫に備えて全域に避難準備情報を出したが「楽ん楽ん」側は準備情報の定義を知らず、入所者を避難させなかった。」(2016.9.7河北新報 ONLINE NEWSより抜粋)

いくつかのタラレバ(=改善点)がありました、、、

- ①町からの**避難準備情報の意味**を知っていたら
- ②自ら**水位情報**を入手できたいたら
- ③施設の近くに川がある。**水災害リスク**を知っていたら

**水防法改正案、定期訓練も**



台風の際で9人が死亡した高齢者施設 (2016年8月、岩手県岩泉町)

このため同省によると、昨年3月末時点で計画作成の対象となる全国3万1208施設のうち実際に計画を作ったのは716施設と2.3%しかなかった。

避難計画は施設側が避難誘導や防災情報収集を担う担当者を指定。安全な避難先や避難路、誘導

**浸水想定区域の高齢者施設など**

避難計画作成義務に

国土交通省は河川の氾濫で浸水想定区域内にある高齢者や障害者、乳幼児らが利用する施設に避難計画の作成を義務付ける。昨年8月の台風で岩手県岩泉町の高齢者施設で入所者9人が死亡したことを受け、今年の通常国会に水防法改正案を提出する。対象となる3万以上の施設のうち、現在2%しか作成しておらず、同省は法改正後、作成の指導に従わない施設名を公表する方針。

現在、2013年制定の改正水防法で、老人ホームなどの高齢者施設や障害者施設、幼稚園などは避難計画を作成することになったが、「作成に努めなければならない」となっており、努力義務にとどまっている。

方法などを事前に決め、市町村に報告する。同省は1月から開始する通常国会で提出する方針の水防法の改正案で、こうした避難計画の作成について「作成しなければならぬ」とし、定期的な訓練と併せて義務化する方針で、年内の施行を目指す。計画を作成しない施設には迅速に計画を作るよう指導し、従わない場合は施設名を公表する方針。

昨年8月の台風10号による豪雨で入所者9人が死亡した岩手県岩泉町のグループホームは避難計画を作っていなかった上、自治体から避難を促す情報も内容が正しく伝わらず避難が遅れた。

同町の事例を踏まえ、河川の防災対策を議論する同省の審議会は昨年12月に高齢者施設などの避難計画作りや訓練を徹底させる制度、浸水想定を行う河川の河象弘大が必要との内容が記載した答申案をまとめた。同省は「避難計画があれば防災時にも余裕を持った対応ができる。未作成の施設は迅速に作ってほしい」と求めている。

水防法改正案には、自治体管理の河川でも高度な技術が必要な治水工事について国が代行できるようにする仕組みも盛り込み、ハード面の整備も加速させる。

国交省

## 1 避難確保計画の作成 ～水防法上の位置付け～

### 【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの  
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

### 【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設  
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に河川情報の伝達義務

### 【水防法第15条の3 1項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の努力義務を負う**  
**・避難確保計画の作成**  
・訓練の実施  
・自衛水防組織の設置

施設に避難確保計画等の作成に係る努力義務

### 【水防法第15条の3 2項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の義務を負う**  
**・避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告**  
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務

## 1 避難確保計画の作成～洪水・内水・高潮～

避難確保計画とは、水防法に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画です

### 避難確保計画に定めるべき事項

- 一 洪水時等の防災体制
- 二 利用者の洪水時等の避難の誘導
- 三 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- 四 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- 五 自衛水防組織を置く場合、次の事項
  - イ 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 その他の事項

非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

## 1 あなたの施設の水災害リスクは？

13

### 水災害リスクの確認方法は？

**A：「ハザードマップ」（市町村配布）や**

**「浸水想定区域図」河川管理者（国や県）公表**

**で確認できます**

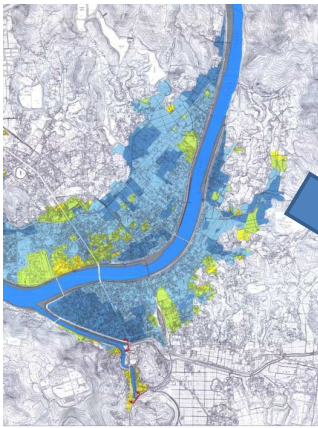
14

## 2 災害リスクを知る ～洪水ハザードマップとは～

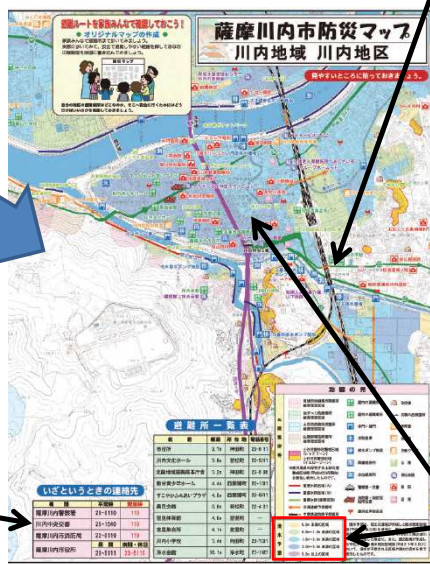
洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したものです

○(例)洪水ハザードマップ

<浸水想定区域>



<ハザードマップ>



避難所の表示

洪水ハザードマップは、市町村が作成し、

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所
- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称と所在地
- 早期の立退き避難が必要な区域(H28.4より追加)等について記載し公表

行政機関の  
連絡先 等

浸水深の表示

## 2 災害リスクを知る ～国土交通省ハザードマップポータルサイト～

- 災害時の避難や、事前の防災対策に役立つ情報を公開しています
- 全国の防災情報を1つの地図上で重ねて閲覧可能に

大雨が降ったとき

- どこが浸水するおそれがあるか？
- どこで土砂災害の危険があるのか？
- どの道路が通行止めになりやすいのか？



地震のとき

- どこが揺れやすいのか？
- 活断層はどこにあるのか？
- 大規模な盛土造成地はどこなのか？



重ねるハザードマップ

様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも1つの地図上で重ねて閲覧できます。



1つの地図に重ね合わせて閲覧



わがまちハザードマップ

全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。



東京都千代田区洪水ハザードマップ



薩摩川内市津波ハザードマップ

このような防災に関する様々な情報が分かるので、避難計画・防災対策に役立ちます。



避難ルートの検討



浸水対策の検討



耐震対策の検討



液状化対策の検討

今いる場所の災害危険度わかります

国土交通省ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>



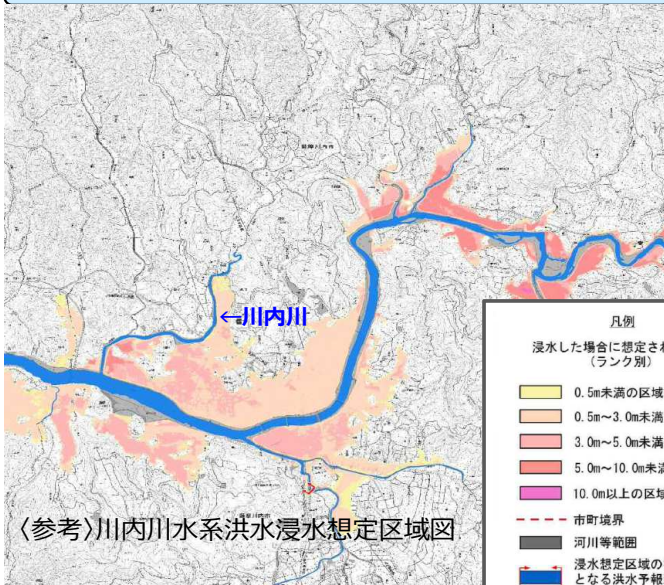
ハザードマップ 検索



## 2 災害リスクを知る ～洪水浸水想定区域図の例～

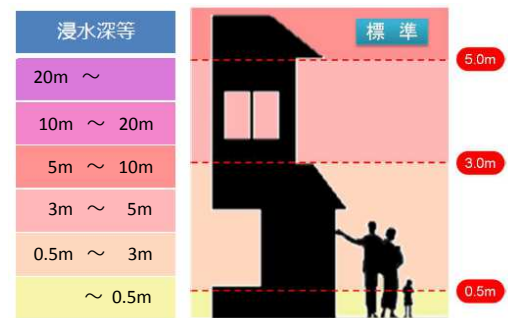
洪水浸水想定区域は、対象とする河川が想定最大規模降雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です

### 浸水想定区域図の例



浸水想定区域は、河川管理者  
 (国または都道府県) が作成

- 浸水想定区域
- 想定される水深
- (浸水継続時間)



17

## 2 災害リスクを知る ～洪水浸水想定区域を見る～

- 白川水系**洪水**想定区域図 (国管理)  
[http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/river/kiki/soutei\\_s/](http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/river/kiki/soutei_s/)
- 緑川水系**洪水**浸水想定区域図 (国管理)  
[http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/river/kiki/soutei\\_m/index.htm](http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/river/kiki/soutei_m/index.htm)
- 菊池川水系**洪水**浸水想定区域図 (国管理)  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/html/bousai07.html>
- 球磨川水系**洪水**浸水想定区域図 (国管理)  
[http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/bousai/kuma\\_shinsui.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/bousai/kuma_shinsui.html)
- 熊本県が作成している**洪水**浸水想定区域図  
[https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_18604.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_18604.html)
- 熊本県が作成している**高潮**浸水想定区域図  
[https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_18595.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_18595.html)
- 熊本県が作成している**津波**浸水想定区域図  
[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_229.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_229.html)

※想定最大規模の洪水浸水想定区域図が、今後公表予定の場合もあります。

18

## 2 避難確保計画の作り方

### 1 避難確保計画の作成 ～要配慮者利用施設の範囲～

#### 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設と、事業実施場所(※1) 2 病院、診療所の医療施設(有床に限る。) 3 幼稚園、聴覚特別支援学校、視覚特別支援学校
-------------	--

※1	高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型)、ケアハウス、老人福祉センター介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、生活支援ハウス、地域密着型サービス事業所
	保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
	児童福祉施設等	認可保育所、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、児童館、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住宅型自動養育事業所
	障がい児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障がい者支援施設、障がい者相談支援事業所、地域活動支援センター(活動支援A型)、地域活動支援センター(活動支援B型)、地域活動支援センター(生活支援型)、点字図書館、視覚障がい者情報提供施設、障がい者福祉センター、障がい者就業・生活支援センター、共同生活援助事業所(グループホーム)、障がい児入所施設(福祉型)、障がい児入所施設(医療型)、短期入所施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所
	その他	子育ていろいろ相談センター、愛光会館、子ども・子育てプラザ、つどいの広場、放課後児童施策(児童いきいき放課後事業、子どもの家事業施設、留守家庭児童対策事業施設)

## 2 避難の種類

21

### 2 災害リスクを知る ～ハザードマップ等と避難行動～

- ▶ 水害で避難勧告等の対象となる区域は、洪水ハザードマップ（各河川の洪水浸水想定区域）を基本
- ▶ 災害が切迫した状況では、以下も避難行動として周知
  - ・「緊急的な待避場所」への避難（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）
  - ・「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）
- ▶ 立退き避難が必要な災害の事象
  - ・比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、氾濫した水の流れが直接家屋の流出をもたらす場合
  - ・山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流出をもたらす場合
  - ・氾濫した水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回るにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性がある場合
  - ・地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
  - ・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

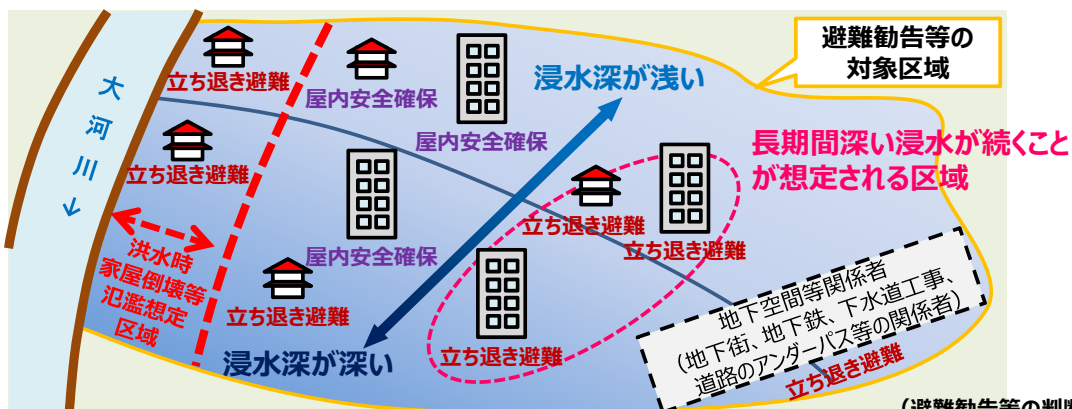


図 河川において避難勧告等の対象とする区域と避難行動

(避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインより)

22

# 1 避難確保計画の作成 ～洪水・内水・高潮～

国土交通省では、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成の参考とするため、**避難確保計画作成の手引きをホームページで提供**しています

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る  
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 1 月

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。

市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することも良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

**手引きでは、「記載例」、「解説及び留意事項」、「用語の解説」等も記載されていますので、是非とも参考として下さい。**

## ●参考例

### 《解説及び留意事項》

- 洪水ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。
- 上層階への一時避難の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する。
- 避難経路については、河川や海からの氾濫水が到達していても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましい。

## ●避難確保計画の作成の手引き(案)

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_tebiki\\_suibo\\_u201701.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibo_u201701.pdf)